

令和2年10月1日

宅地造成等規制法に関する工事の 事前相談書を運用します

1 事前相談書の導入

柏市と造成主との協議認識に食い違いが生じることを防止するため、「事前相談書」を導入します。

円滑な法の運用のため、造成が行われることが決まりましたら事前に提出をしていただきますよう、ご協力お願いします。

～参照～

- ・宅地造成等規制法に関する事前相談書

2 整地とみなす面積にかかる基準について

切土又は盛土をする土地の面積の合計が500平方メートルを超えるもの（政令第3条第4号）については許可を要しますが、整地とみなされる部分は面積から除外することができます。詳しくは下記を参照ください。

～参照～

- ・柏市開発行為等審査基準 **Ⅳ. 宅地造成等規制法に関する工事の許可基準** P2 ⑤及びP3 ⑦エ

柏市都市部宅地課